

証券コード 2502
平成23年3月3日

株 主 各 位

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
アサヒビール株式会社
代表取締役社長 泉谷直木

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権
を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」
(3ページから29ページまで)をご検討いただき、平成23年3月24日(木曜日)
午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期
限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

パソコンから議決権行使サイト (<http://www.webdk.net>) にアクセスし
ていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び
「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議
案の賛否をご入力ください(携帯電話を用いたインターネットでもご利用いた
だけます)。

インターネットによる議決権行使に際しては、30ページの「インターネット
により議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいませよう
お願い申し上げます。

敬 具

**本定時株主総会の日時、場所及び目的事項は、2ページに記載のとおりであ
ります。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場を
お願い申し上げます(午前11時30分に受付を開始いたします。)**

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くだ
さいませようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じ
た場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asahibeer.co.jp/>)
に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 平成23年3月25日（金曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 鶴の間
3. 目的事項

報告事項 第87期（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 吸収分割契約承認の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役11名選任の件
第5号議案 監査役3名選任の件

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付け、収益性の向上や財務体質の強化を図りながら、業績を加味した利益還元を実施していくことを基本方針としております。また、配当につきましては、連結配当性向20%以上を目安に、継続的かつ安定的な配当を目指しております。当期の期末配当は、当社基本方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、次のとおり1株当たり12円50銭といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金12円50銭 総額5,817,072,575円

なお、中間配当金として1株当たり10円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり2円増配の23円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年3月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上にむけた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 10,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 10,000,000,000円

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟化するなか、競争のグローバル化や業界再編が進むなど大きな変革の時期を迎えております。今後も経営環境の変化は加速していくものと想定され、永続的な成長を実現するためには、これまで以上に変化に対応した機動的かつダイナミックな資源配分が必要となります。

また、当社は平成21年に「長期ビジョン2015」を設定し、その実現に向けて平成24年度を最終年度とする「中期経営計画2012」に取り組んでいます。このビジョンを達成するためには、各事業部門の権限と責任の明確化や専門性の追求により事業基盤の強化を図るとともに、企業価値向上を目指した国内外の事業ネットワークの拡大が急務であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社は純粋持株会社制への移行により、グループのガバナンス機能を強化し、グループ全体としての「ものづくり力」の育成及びグループ共通業務の集約化や専門サービス機能向上による経営インフラの強化、さらには多種多様なお客様や事業に対応できる人材の育成に取り組めます。あわせて、国内外の成長領域への大胆な資源配分を可能とする体制に移行することで、スピードをあげてグループの飛躍的な成長を目指してまいります。

以上の目的のため、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件とし、平成23年7月1日（予定）をもって、当社の営む酒類事業をアサヒグループホールディングス株式会社（平成23年7月1日をもって「アサヒビール株式会社」に商号変更予定。）に、吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。なお、アサヒグループホールディングス株式会社は当社の100%子会社であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

アサヒビール株式会社（平成23年7月1日付で「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下「甲」という。）とアサヒグループホールディングス株式会社（平成23年7月1日付で「アサヒビール株式会社」に商号変更予定。以下「乙」という。）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲の営む酒類事業（以下「本件事業」という。）に関する第3条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事者）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：アサヒビール株式会社（平成23年7月1日付で「アサヒグループホールディングス株式会社」に商号変更予定。）

住所：東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：アサヒグループホールディングス株式会社（平成23年7月1日付で「アサヒビール株式会社」に商号変更予定。）

住所：東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号

第3条（承継する権利義務）

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「乙が承継する権利義務の明細」のとおりとする。なお、権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件分割に際して承継させる。
2. 前項により乙が承継する債務については、甲による重疊的債務引受けの方法による。

第4条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して普通株式499,980株を発行し、その全てを甲に割当て交付する。

第5条（乙の増加する資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金199億9,950万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金49億9,950万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成23年7月1日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（株主総会の承認）

甲及び乙は、平成23年3月25日にそれぞれ株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に関連する事項について決議を求める。ただし、本件分割手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議のうえ、双方の株主総会の日程を変更することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲乙の各株主総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日の前日までに得られないときは、その効力を失う。

第11条（条件変更・解除）

甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約の締結を証して本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月8日

甲) 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
アサヒビール株式会社
代表取締役社長 泉谷 直木 ㊟

乙) 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号
アサヒグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 小路 明善 ㊟

(別紙)

乙が承継する権利義務の明細

乙が本件分割により承継する権利義務は、以下の資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。なお、承継する資産及び債務については、平成22年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日(本契約第6条に規定する日)までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、受取手形、売掛金、貸付金及びこれに関連する未収利息、商品、製品、半製品、原材料、貯蔵品、前払費用、未収入金その他の流動資産。ただし、甲の子会社及び関連会社(以下「子会社等」という。)に対する貸付金及びこれに関連する未収利息を除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産。ただし、次の各号を除く。

- ① 甲の本社(所在地:東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号)の土地、建物及びこれに付随する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品等その他の資産。
- ② 甲の研究所(所在地:茨城県守谷市緑一丁目1番21号)が、効力発生日以降、乙その他の甲の子会社等と共同で使用する土地、建物及びこれに付随する建物附属設備、構築物、機械装置、工具器具備品等その他の資産(ただし、ソフトウェアを除く。)
- ③ ソフトウェア(ただし、本件事業に属する研究、生産設備と一体で使用するものを除く。)の一切。
- ④ 甲の子会社等の株式並びに当該子会社等に対する出資金及び貸付金の一切。
- ⑤ 商標権(出願中のものを含む。以下同じ。)の一切。

2. 承継する債務

(1) 流動負債

本件事業に属する支払手形、買掛金、リース債務、未払金、未払費用その他の流動負債。ただし、次の各号を除く。

- ① 未払借入利息、未払社債利息、未払配当金、未払固定資産税、未払酒税、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税、預り所得税、子会社等預り金の一切。

② 短期借入金、1年以内に償還予定の社債及びコマーシャルペーパーの一切。

(2) 固定負債

本件事業に属するリース債務、長期預り金その他の固定負債。ただし、長期借入金及び社債の一切を除く。

3. 承継する契約上の地位

本件事業に属する売買契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、リース契約その他本件事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、上記1及び2により乙に承継されない資産、負債に係る契約上の地位及び権利義務を除く。

4. 承継する雇用契約等

(1) 雇用契約

効力発生日における全ての従業員（甲の子会社等又はその他の企業・団体等に出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

(2) その他

効力発生日において甲がアサヒビール労働組合との間で締結している労働協約の一切（ただし、労働組合法第16条に規定された事項は除く。）。

5. 承継するその他の権利義務

(1) 知的財産権

本件事業に属する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、その他の知的財産権（ただし、商標権を除く。）及びノウハウ（処方を含む。）は、乙に承継する。

(2) 許認可等

甲が本件事業に関して取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

以上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数及び吸収分割承継会社の資本金・準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

当社は、平成23年7月1日を効力発生日とする吸収分割（以下「本件分割」という。）により、酒類事業に関する権利義務について、当社の100%子会社であるアサヒグループホールディングス株式会社（平成23年7月1日をもって「アサヒビール株式会社」に商号変更予定。以下「承継会社」という。）に対して、当社との間で締結した平成23年2月8日付の吸収分割契約に従い、承継させることといたしました。

本件分割に際して、当社は承継会社との間において、承継会社が普通株式499,980株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することと決めました。

本件分割にあたり、当社に対して交付される承継会社の株式については、本件分割によって当社の純資産に変動はなく、また、その全ての株式が当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社と承継会社との協議により1株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当な額であると判断しております。

(単位：千円)

承継会社	資本金	資本準備金	利益準備金
アサヒグループホールディングス株式会社	19,999,500	4,999,500	—

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

アサヒグループホールディングス株式会社（平成23年7月1日をもって「アサヒビール株式会社」に商号変更予定。）

事業報告

（平成22年8月10日から）
（平成22年12月31日まで）

1. 事業の経過及びその成果

当社は、当期において事業活動を行っていないことから、記載すべき事項はございません。

2. 対処すべき課題

アサヒビール株式会社の酒類事業について、平成23年7月1日をもって吸収分割の方法により承継し、新体制の下で酒類事業会社として事業を営んでまいります。

3. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 1,000,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
アサヒビール株式会社	20株	100%

貸借対照表

(平成22年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,000	流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金		未 払 金	383
		未 払 法 人 税 等	23
		負 債 合 計	407
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	
		資 本 金	500
		資 本 剰 余 金	500
		資 本 準 備 金	500
		利 益 剰 余 金	△407
	そ の 他 利 益 剰 余 金	△407	
	繰 越 利 益 剰 余 金	△407	
	純 資 産 合 計	592	
資 産 合 計	1,000	負 債 純 資 産 合 計	1,000

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成22年8月10日から
平成22年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	—
売 上 総 利 益	—
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	383
営 業 損 失	383
経 常 損 失	383
税 引 前 当 期 純 損 失	383
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	23
当 期 純 損 失	407

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年8月10日から
平成22年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期変動額					
会社設立	500	500	500		
当期純損失				△407	△407
当期変動額合計	500	500	500	△407	△407
当期末残高	500	500	500	△407	△407

	株主資本	純資産合計
	株主資本合計	
当期変動額		
会社設立	1,000	1,000
当期純損失	△407	△407
当期変動額合計	592	592
当期末残高	592	592

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における発行済株式の総数 普通株式 20株

監 査 報 告 書

監査役児玉哲人は、平成22年8月10日から平成22年12月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査するなどの方法に基づき、当期に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当期に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成23年1月28日

アサヒグループホールディングス株式会社
監査役 児玉 哲人 ㊞

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

アサヒグループホールディングス株式会社（平成23年7月1日をもって「アサヒビール株式会社」に商号変更予定。）には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社には、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は存在いたしません。

第3号議案 定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成23年7月1日（予定）をもって、酒類事業を吸収分割の方法により当社100%子会社に承継させ純粋持株会社となります。このため、従前の事業持株会社から純粋持株会社へと経営組織を変更することに伴い、商号及び事業目的を変更するものです（現行定款第1条及び第2条）。

また、本変更につきましては、第2号議案が承認されることを条件とし、あわせて、平成23年7月1日をもって効力が生じる旨の附則を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>アサヒビール株式会社 (ASAHI BREWERIES, LTD.)</u>と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を行うこと</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ビールその他の酒類の製造、販売 2. 清涼飲料その他の飲料の製造、販売 3. 医薬品、医薬部外品、検査用試薬、医療用具、動物用医薬品及び化粧品の製造、販売 4. 微生物利用製品並びに酵素剤を含む生物化学利用製品の製造、販売 5. 食品及び食品添加物の製造、販売 6. 果物、野菜及び穀物等の農産物の生産、加工、販売 7. 牛乳及び家畜の生産、販売並びに乳製品の製造、加工、販売 8. 肥料及び飼料の製造、販売 9. 不動産の売買、貸借、管理運営、開発、利用及び山林の経営 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>アサヒグループホールディングス株式会社</u>と称し、<u>英文ではAsahi Group Holdings, Ltd.と表示する。</u></p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u>その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、<u>当該会社等の事業活動を支配又は管理すること</u>を目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. <p style="text-align: right;">(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
10. ガラスびんその他各種ガラス製品、びん栓等の製造、販売 11. 食堂及び喫茶店の経営 12. 貨物自動車運送事業及び倉庫営業 13. 金銭の貸付、有価証券の売買及び債務の保証 14. 酒類、飲料等の製造設備並びに販売設備の製作、販売及び保守に関する業務 15. テニスコート、アスレティッククラブ等スポーツ施設並びに美術館の経営 16. 損害保険代理業及び生命保険募集業 17. 前各号に付帯又は関連する一切の事業 (新設)	10. } 11. } 12. } 13. } 14. } (現行どおり) 15. } 16. } 17. } <u>2. 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u>
第3条～第39条 (条文省略) (新設)	第3条～第39条 (現行どおり) 附則 <u>第1条及び第2条の変更は、平成23年7月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u>

第4号議案 取締役11名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現任取締役は全員が任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。

候補者 番号	氏 名 生年月日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	おぎ た ひとし 荻 田 伍 昭和17年1月1日生	昭和40年4月 当社入社 平成9年3月 当社取締役福岡支社長 平成9年9月 当社取締役九州地区本部 長 平成12年3月 当社常務執行役員九州地 区本部長 平成12年10月 当社常務執行役員関信越 地区本部長 平成14年3月 当社専務執行役員関信越 地区本部長 平成14年9月 アサヒ飲料株式会社執行 役員副社長 平成15年3月 同社代表取締役社長 平成18年3月 当社代表取締役社長 平成22年3月 当社代表取締役会長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 財団法人アサヒビール芸術文化財団 理事長 株式会社帝国ホテル社外取締役	48,000株	欄外 (注)1. 参照

候補者 番号	氏 名 生年月日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	いずみや なお き 泉 谷 直 木 昭和23年8月9日生	昭和47年4月 当社入社 平成12年3月 当社執行役員グループ経営戦略本部長 平成12年10月 当社執行役員戦略企画本部長 平成13年9月 当社執行役員首都圏本部副本部長兼東京支社長 平成15年3月 当社取締役 平成16年3月 当社常務取締役 平成18年3月 当社常務取締役兼常務執行役員酒類本部長 平成21年3月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成22年3月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	35,300株	なし
3	もと やま かず お 本 山 和 夫 昭和25年3月14日生	昭和47年4月 当社入社 平成12年3月 当社執行役員総合品質本部長 平成13年9月 当社執行役員S C M本部長 平成14年9月 当社執行役員 平成15年9月 当社執行役員戦略企画本部長 平成17年10月 当社執行役員 平成18年3月 当社取締役兼執行役員 平成19年3月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成21年3月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成22年3月 当社代表取締役副社長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社エルピー取締役	35,000株	なし

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
4	こ じ あき よし 小路明善 昭和26年11月8日生	昭和50年4月 当社入社 平成13年9月 当社執行役員 平成15年3月 アサヒ飲料株式会社常務 取締役企画本部長 平成18年3月 同社専務取締役企画本部 長 平成19年3月 当社常務取締役兼常務執 行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> アサヒグループホールディングス株式 会社代表取締役社長 青島啤酒股份有限公司監事	12,500株	なし
5	かわ つら かつ ゆき 川面克行 昭和25年10月1日生	昭和50年4月 当社入社 平成17年3月 当社執行役員商品技術開 発本部長 平成19年10月 当社執行役員酒類研究開 発本部長 平成20年7月 当社執行役員研究開発本 部長 平成21年3月 当社常務執行役員研究開 発本部長 平成22年3月 当社常務取締役兼常務執 行役員研究開発本部長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 財団法人アサヒビール学術振興財団理 事長	8,100株	欄外 (注)1. 参照

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
6	なが お とし ひこ 長尾 俊彦 昭和29年7月21日生	昭和53年4月 当社入社 平成18年3月 当社執行役員酒類本部担 当副本部長兼営業部長 平成18年9月 当社執行役員酒類本部担 当副本部長兼営業統括部 長 平成20年9月 当社執行役員営業統括本 部部長 平成21年3月 当社取締役兼執行役員酒 類本部部長 (現在に至る)	11,300株	なし
7	こだ とし お 古田土 俊男 昭和29年9月20日生	昭和53年4月 当社入社 平成20年3月 当社執行役員四国地区本 部部長 平成21年9月 当社執行役員国際本部副 本部部長 平成22年3月 当社取締役兼執行役員国 際本部部長 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 康師傅飲品控股有限公司副董事長 SCHWEPPE AUSTRALIA PTY LIMITED 取締役	6,500株	なし
8	との づか よし ひろ 殿塚 宜弘 昭和26年6月5日生	昭和50年4月 当社入社 平成17年10月 株式会社エルビー(東京) 代表取締役社長 平成22年3月 当社取締役兼執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> アサヒ飲料株式会社取締役	2,700株	なし

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
9	ばん どう まり こ 坂 東 眞理子 昭和21年8月17日生	昭和44年7月 総理府入府 昭和60年10月 内閣総理大臣官房参事官 平成6年7月 総理府男女共同参画室長 平成7年4月 埼玉県副知事 平成10年6月 在オーストラリア連邦ブ リスベーン総領事 平成13年1月 内閣府男女共同参画局長 平成15年10月 学校法人昭和女子大学理 事 (現在に至る) 平成19年4月 昭和女子大学学長 (現在に至る) 平成20年3月 当社取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 昭和女子大学学長 学校法人昭和女子大学理事 昭和女子大学女性文化研究所所長 社団法人農山漁村女性・生活活動支援 協会会長 朝日生命保険相互会社社外取締役	—	なし
10	た なか なお き 田 中 直 毅 昭和20年9月1日生	昭和46年1月 財団法人国民経済研究協 会主任研究員 平成9年4月 21世紀政策研究所理事 長 平成19年4月 国際公共政策研究セン ター理事長 (現在に至る) 平成21年3月 当社取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 国際公共政策研究センター理事長 郵政民営化委員会委員長	—	なし

(※印は新任候補者)

候補者 番号	氏 名 生年月日	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
11	※ い とう いち ろう 伊 藤 一 郎 昭和17年7月6日生	昭和41年4月 旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社）入社 平成13年6月 同社取締役 平成15年2月 同社常務取締役 平成15年6月 同社取締役兼専務執行役 員 平成18年4月 同社取締役兼副社長執行 役員 平成22年4月 同社代表取締役会長 （現在に至る） <重要な兼職の状況> 旭化成株式会社代表取締役会長	1,000株	なし

(注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について

- (1) 当社は、荻田 伍氏が理事長を務める財団法人アサヒビール芸術文化財団に対して寄付を行っており、また、同財団法人が運営するアサヒビール大山崎山荘美術館からの設備賃料収入があります。
- (2) 当社は、川面克行氏が理事長を務める財団法人アサヒビール学術振興財団に対して寄付を行っております。
2. 坂東真理子、田中直毅及び伊藤一郎の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ①坂東真理子氏につきましては、行政分野における多様な経験に加え、教育者としての幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - ②田中直毅氏につきましては、政府審議会等における豊富な経験に加え、経済政策に精通する専門家としての幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ③伊藤一郎氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の社外取締役又は社外監査役に就任していた場合において、その在任中に当該会社において不当な業務執行が行われた事実、並びに

当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について坂東眞理子氏が社外取締役を兼任している朝日生命保険相互会社において、過去5年間（平成13年度から平成17年度まで）に支払った保険金・給付金の再点検により、保険金等の支払漏れ等の事実が判明し、同社は、平成20年7月3日に金融庁より、保険業法第132条第1項の規定に基づき、保険金等の支払管理態勢について行政処分（業務改善命令）を受けました。同氏は、当該事実につきまして関与しておりませんが、事実判明後には、再発防止に関する提言を行うなどその職責を果たしております。

(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

- ①坂東眞理子氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
- ②田中直毅氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。

(4) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、坂東眞理子及び田中直毅の両氏との間に、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに伊藤一郎氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役後藤義弘、櫻井孝穎及び中村直人の3氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。そのうち社外監査役候補者につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。

なお、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数	当社との 特別の 利害関係
1	さくら い たか ひで 櫻井 孝穎 昭和7年10月30日生	昭和30年4月 第一生命保険相互会社 (現 第一生命保険株式 会社) 入社 昭和58年4月 同社常務取締役 昭和61年4月 同社代表取締役副社長 昭和62年4月 同社代表取締役社長 平成6年3月 当社監査役 (現在に至る) 平成9年4月 第一生命保険相互会社代 表取締役会長 平成16年7月 同社相談役 平成22年4月 同社特別顧問 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 第一生命保険株式会社特別顧問 株式会社帝国ホテル社外取締役	—	なし

(※印は新任候補者)

候補者 番号	氏 名 生年月日	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	なか むら なお と 中 村 直 人 昭和35年1月25日生	昭和57年10月 司法試験合格 昭和60年4月 司法研修所卒業 第二東京弁護士会登録 森綜合法律事務所所属 平成10年4月 日比谷パーク法律事務所 開設、パートナー 平成15年2月 中村直人法律事務所（現 中村・角田・松本法律事 務所）開設、パートナー （現在に至る） 平成15年3月 当社監査役 （現在に至る） <重要な兼職の状況> 中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士 三井物産株式会社社外監査役	—	なし
3	※ かけ がい ゆき お 掛 貝 幸 男 昭和29年6月27日生	昭和54年4月 小松メック株式会社入社 昭和62年12月 当社入社 平成19年4月 当社理事財務部副部長 平成20年9月 当社理事監査部長 平成22年3月 当社執行役員監査部長 （現在に至る）	500株	なし

(注) 1. 櫻井孝穎及び中村直人の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

① 櫻井孝穎氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

② 中村直人氏につきましては、弁護士としての専門的見地並びに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の会社の社外取締役又は社外監査役に就任していた

場合において、その在任中に当該会社において不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

中村直人氏が社外監査役を兼任している三井物産株式会社において、シンガポールの同社100%子会社ミツイ・オイル・アジア社が、ナフサ取引に関する不正な時価報告による損失を隠蔽していた事実、同社九州支社の営業部署が、地元の取引先向け農業資材などについて、平成12年9月以降平成20年2月まで、一部架空取引を含む不適切な循環取引に関与していた事実、及び同社機能化学品本部の営業部署が、平成16年4月以降平成20年8月まで、売買の実体がない取引をインドネシア他東南アジア向け輸出貿易取引として行っていた事実がそれぞれ判明いたしました。同氏は、これらの事実につきまして関与しておりませんが、事実判明後には、再発防止に関する提言を行うなどその職責を果しております。

(3) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について

① 櫻井孝穎氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年であります。

② 中村直人氏の社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。

(4) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、櫻井孝穎及び中村直人の両氏との間に、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、2,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使ください
ますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをパソコン
又は携帯電話を用いてご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使サイト】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の2次元コードを読み取り、議決権
行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ち
の携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に
記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成23年3月24日（木曜日）
午後5時30分までといたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使される
ようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インター
ネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、又はパソコンと携帯電話を用いて重複して議決権を
行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき
ます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信
料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。
7. 今後、招集ご通知の受領を電子メールにてご希望される株主様は、以下のサイトでお手続
ください。なお、携帯電話ではご利用いただけません。

【電子メールアドレス登録サイト】 <http://www.webdk.net/mail>

以 上

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧ソフトウェア（ブラ
ウザ）として、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェア
の環境として、上記ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が128bitSSL通信（暗号化通
信）の可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種
のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォ
ンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によっ
てはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）。

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わ
せくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行 証券代行部

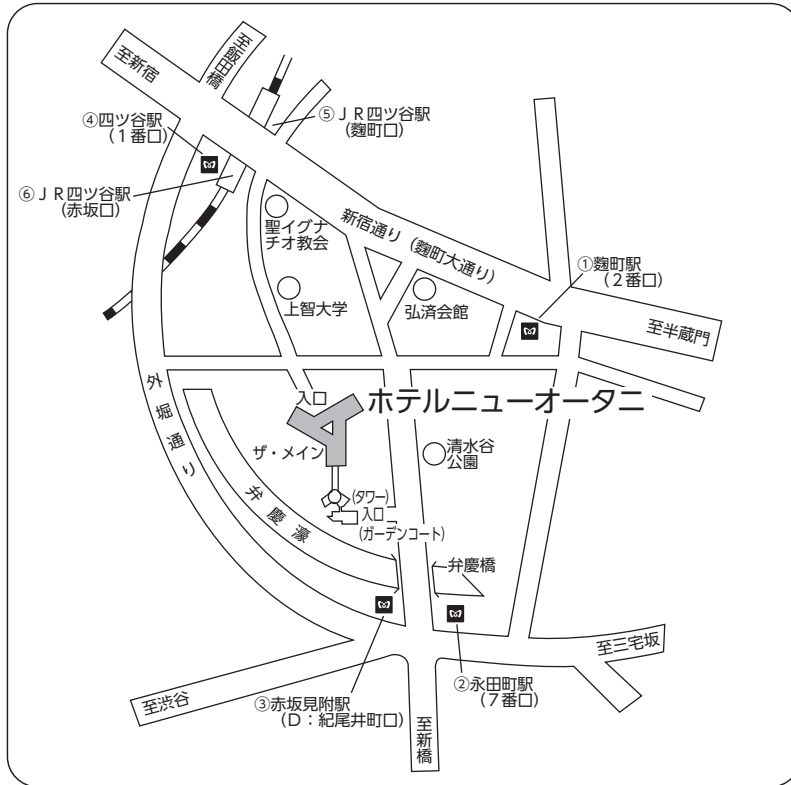
【専用ダイヤル】 フリーダイヤル 0120-186-417（9：00～21：00）

なお、議決権行使に関する事項以外のご照会につきましては、フリーダイヤル 0120-176-417
（9：00～17：00 土・日・祝日を除く）の住友信託銀行 証券代行部あてにご連絡ください。

アサヒビール株式会社 株主総会会場ご案内図

<場所及び電話番号> 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ザ・メイン宴会場階 鶴の間
電話03-3265-1111 (代表)

<URL> <http://www.newotani.co.jp/tokyo/>



<交通のご案内>

- ① 東京メトロ有楽町線 麹町駅 (2番口) から徒歩9分
- ② 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅 (7番口) から徒歩10分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅 (D: 紀尾井町口) から徒歩10分
- ④ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 (1番口) から徒歩9分
- ⑤ J R中央線・総武線 四ツ谷駅 (麹町口) から徒歩9分
- ⑥ J R中央線・総武線 四ツ谷駅 (赤坂口) から徒歩9分

<お願い> 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。